



大津市公報

令和元年 12 月 2 日
号外 (第 44 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 49 大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則..... 1
- 50 大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則..... 1
- 51 大津湖南都市計画事業堅田駅西口土地区画整理事業における保留地の処分の手続等に関する規則の一部を改正する規則..... 4

消 防 局 訓 令

- 2 大津市消防処務規程の一部改正..... 4

規 則

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和元年12月2日

大津市長 越 直 美

大津市規則第49号

大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則
大津市保健所長に対する事務の委任に関する規則(平成21年規則第91号)の一部を次のように改正する。
第18条第6号中「第1条から第3条まで」を「第1条、第2条及び第3条」に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。
令和元年12月2日

大津市長 越 直 美

大津市規則第50号

大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則
大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成21年規則第79号)の一部を次のように改正する。
第2条第8号中「ヌ」を「ル」に改める。
第2条の5第2項中「、又は第2条第9号に掲げる書面に記載した内容に変更があったとき」を削る。
第2条の6第1項中「き損」を「毀損」に改め、同条第2項に後段として次のように加える。

この場合において、許可証を毀損し、又は汚損したことにより再交付を受けようとする者は、当該申請書にその毀損し、又は汚損した許可証を添付しなければならない。

第2条の6に次の2項を加える。

- 3 一般廃棄物処理業者は、許可証の記載事項に変更を生じたときは、その再交付を受けることができる。
- 4 前項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可証再交付申請書に許可証を添付して市長に提出しなければならない。
第2条の10第1号力及び第2号キ中「ヌ」を「ル」に改める。
様式第1号及び様式第1号の2中「あて先」を「宛先」に、

「

当初許可年月日及び許可番号	年 月 日、大津市指令 第 号	を
---------------	-----------------	---

」

「

許 可 番 号	大 - 許 第 号	に改める。
---------	-----------	-------

」

様式第 1 号の 5 及び様式第 1 号の 7 中「あて先」を「宛先」に、

「

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 大津市指令 第 号
--------------	-----------------

を

」

「

許 可 番 号	大 - 許 第 号
---------	-----------

に改める。

」

様式第 1 号の 8 中「あて先」を「宛先」に、「大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 2 条の 5 第 2 項」を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 2 第 3 項」に、

「

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 大津市指令 第 号
--------------	-----------------

を

」

「

許 可 番 号	大 - 許 第 号
---------	-----------

に改める。

」

様式第 1 号の 9 を次のように改める。

様式第 1 号の 9 (第 2 条の 6 関係)

一般廃棄物処理業許可証再交付申請書

年 月 日

(宛先)

大 津 市 長

住所
申請者

氏名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の職、氏名)

TEL

FAX

一般廃棄物 収集運搬 業の 許可証を亡失・毀損・汚損した ので、大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法
処 分 業の 許可証の記載事項に変更が生じた
律施行細則第 2 条の 6 第 2 項 第 4 項 の規定により、次のとおり許可証の再交付を申請します。

記

許可番号

大 - 許 第 号

添付書類

毀損し、若しくは汚損し、又は記載事項に変更が生じた許可証

様式第 1 号の10中「あて先」を「宛先」に、

「

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 大津市指令 第 号	を
--------------	-----------------	---

」

「

許 可 番 号	大 - 許 第 号	に改める。
---------	-----------	-------

」

様式第 1 号の12中「あて先」を「宛先」に、

「

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 大津市指令 第 号	を
--------------	-----------------	---

」

「

許 可 番 号	大 - 許 第 号	に改める。
---------	-----------	-------

」

附 則

- 1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の様式により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津湖南都市計画事業堅田駅西口土地区画整理事業における保留地の処分の手続等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年12月2日

大津市長 越 直 美

大津市規則第51号

大津湖南都市計画事業堅田駅西口土地区画整理事業における保留地の処分の手続等に関する規則の一部を改正する規則

大津湖南都市計画事業堅田駅西口土地区画整理事業における保留地の処分の手続等に関する規則（平成20年規則第27号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「土地（保留地）売買契約書（別記様式）により」を「売買契約書を作成して、」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の売買契約書は、土地（保留地）売買契約書（別記様式）によるものとする。ただし、当該様式によることができないときは、この限りでない。

第29条第2号中「完納された日の翌日」の次に「。ただし、所有権が移転する日について売買契約において特に定めた場合にあつては、当該定めた日」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

消 防 局 訓 令

大津市消防局訓令第2号

大津市消防処務規程（昭和47年消防本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和元年12月2日

大津市消防局長 安 井 達 治

目次中「～第14条」を「 第14条」に、「～第26条」を「 第26条」に、「文書等（第29条～第33条）」を「文書（第29条）」に、「教養（第34条～第42条）」を「研修（第30条）」に、「第43条～第48条」を「第31条・第32条」に、「第49条～第51条」を「第33条 第35条」に、「第52条～第57条」を「第36条 第41条」に、「第58条～第65条」を「第42条 第47条」に、「付則」を「附則」に改める。

第2条を次のように改める。

(用語)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

局 大津市消防局をいう。

署 消防署(分署等を除く。)をいう。

分署等 分署及び出張所をいう。

所属 局の課、署の課及び分署をいう。

所属長 所属の長をいう。

職員 局又は署若しくは分署等に勤務する消防吏員及びその他の職員をいう。

第17条中「いう。）」の次に「若しくは分署長」を加える。

第18条第2項中「署長」を「所属長」に改める。

第19条の見出しを「(勤務表)」に改め、同条第1項中「副署長及び分署長」を「所属長」に改め、「交代の際これを」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を削る。

第20条を次のように改める。

第20条 削除

第23条第1項中「署にあっては副署長、分署にあっては分署長、出張所にあっては出張所長」を「当直長(隔日勤務をする者のうちから所属長が指名する隔日勤務の責任者をいう。以下同じ。）」に改める。

第25条第1項中「副署長(分署にあっては分署長、出張所にあっては出張所長。次項において同じ。）」を「当直長」に改め、同条第2項中「副署長」を「当直長」に、「署長」を「所属長」に改める。

第27条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

運営会議

第28条の見出し中「の開催期日」を削り、同条第1項中「所属長会及び業務調整会」を「運営会議は、消防局長、次長、署長、分署長及び局の課長で構成し、組織の効率的な運営及び調整を行うことを目的として」に改め、同条第2項中「業務担当者会議」を「所属長会、業務調整会及び業務担当者会議」に改める。

第5章から第7章までを次のように改める。

第5章 文書

第29条 局並びに署及び分署等における文書の取扱いについては、大津市文書取扱規程(昭和32年訓令第15号)の例によるものとする。

第6章 研修

第30条 職員の研修の種類は、別に定めがあるもののほか、次の各号に掲げるとおりとし、その内容はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

職場研修 職場において日常の業務を通じて必要な知識、技能等の向上のために行う研修

職場外研修 通常の職務を離れて受ける研修

2 前項に定めるもののほか、同項各号の研修に関し必要な事項は、消防局長が別に定める。

第7章 表彰及び懲戒

(表彰)

第31条 表彰は、消防業務について功績が顕著であると認める職員又は職員以外の個人若しくは団体に対して行う。

2 前項に定めるもののほか、局が行う表彰に関し必要な事項は、消防局長が別に定める。

(懲戒)

第32条 職員が地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条第1項各号のいずれかに該当し、懲戒処分を行う必要があると認めるときは、速やかに懲戒の手續を執るものとする。

2 前項に定めるもののほか、職員の懲戒の手續に関し必要な事項は、消防局長が別に定める。

第49条の見出し中「、外泊」を削り、同条第1項中「受けようと」を「取得しよう」とに、「局の管轄区域外に旅行又は外泊」を「宿泊を伴う旅行(出張を除く。）」に、「又は分署長にあっては」を「(署の課の長を除く。以下この項において同じ。）」又は署長にあっては」に、「又は分署長」を「又は署長」に改め、同条第2項を次のように改め、第8章中同条を第33条とし、第50条を第34条とする。

2 前項の休暇を取得しようとするときは、所定の様式による休暇願を提出しなければならない。

第51条中「所属長」の次に「(署の課及び分署にあっては、所属長及び署長)」を加え、同条を第35条とする。

第52条第3項に次の1号を加え、第9章中同条を第36条とする。

通信業務に使用する消防通信機器

第53条中「所属長」の次に「(署の課の長を除く。）」又は署長(以下この章において「機械器具管理責任者」という。）」を加え、「当該所属に配置された」を「所管する」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条を第37条とする。

第54条第 1 項中「所属長」を「機械器具管理責任者」に改め、同項第 3 号中「及び年 1 回定期点検」を「のほか随時点検」に改め、同項第 4 号中「及び別表第 4 」を削り、同項に次の 2 号を加える。

別表第 4 に掲げる消防器具は、始業点検のほか随時点検を実施すること。

消防通信機器は、消防局長が別に定めるところにより点検を実施すること。

第54条第 2 項中「、消防用自動車」を「消防用自動車」に改め、同条第 3 項中「所属長」を「機械器具管理責任者」に、「補助者をして」を「、補助者を指定して」に改め、同条を第38条とする。

第55条中「前条の点検」を「前条第 3 項の補助者は、同条の点検（同条第 1 項第 5 号及び第 6 号並びに次項の点検を除く。）」に、「、消防機械器具点検表（様式第 4 号）により所属長に」を「、消防機械器具点検表（様式第 1 号）、日常点検表（はしご自動車以外の車両用）（様式第 2 号）、日常点検表（普通車・小型車用）（様式第 3 号）、日常点検表（はしご自動車用）（様式第 4 号）又は運行前点検表（消防バス）（様式第 5 号）により機械器具管理責任者に」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の 1 項を加え、同条を第39条とする。

2 前条第 3 項の補助者は、同条第 2 項の消防艇、消防ポンプ及び特殊装備の点検を実施したときは、別に定める様式により機械器具管理責任者に報告しなければならない。

第56条第 2 項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条第 3 項中「様式第 5 号」を「様式第 6 号」に、「所属長」を「機械器具管理責任者」に改め、同条を第40条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（帳簿等の種類）

第41条 局並びに署及び分署等において備える帳簿等の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

警防課

- ア 車両台帳（様式第 7 号）
- イ 自動車点検修理台帳（様式第 8 号）

署及び分署等

- ア 水管ポンベ台帳（様式第 9 号）
- イ 燃料受払簿（様式第10号）
- ウ 機関日誌（様式第11号）
- エ 車両運行日報（様式第12号）

第57条を削り、第10章中第58条を第42条とする。

第59条中「幹部」の次に「（消防司令以上の階級にある消防吏員及び課長補佐相当職位以上の職位にあるその他の職員をいう。）及び係長」を加え、「様式第15号」を「様式第13号」に改め、同条を第43条とする。

第60条第 2 号中「、次長、管理監、課長及び署長」を削り、同条を第44条とする。

第61条及び第62条を削る。

第63条中「所属長」の次に「（署の課を除く。次条において同じ。）又は署長」を加え、「および」を「及び」に改め、同条を第45条とする。

第64条中「所属長」の次に「又は署長」を加え、同条を第46条とし、第65条を第47条とする。

「付 則」を「附 則」に改める。

別表第 2 中「第52条関係」を「第36条関係」に、

「

支援車	を
-----	---

」

「

支援車	に、「救助艇」を
津波・大規模風水害対策車	

」

「搭載艇及び救助艇」に改める。

別表第 3 及び別表第 4 中「第52条関係」を「第36条関係」に改める。

様式第 1 号から様式第 3 号までを削る。

様式第 4 号中「第55条関係」を「第39条関係」に、

「

署 長	副署長	課 長	補 佐	係 長	主 任
分署長	(所長)		副参事	主 査	

を

」

「

署 長 分署長	課長級	補佐級	係長級	主任・係
------------	-----	-----	-----	------

に改め、同様式を様式第 1 号とし、同様

」

式の次に次の 3 様式を加える。

様式第 2 号 (第 39 条関係)

日 常 点 検 表
 (はしご自動車以外の車両用)
 年 月 日 曜日

署長・分署長	課長級	補佐級	係長級	主任・係
--------	-----	-----	-----	------

点検項目		車両名							
ブレーキ	ブレーキの液量								
	ブレーキペダル (踏みしろ、踏み応え)								
	駐車ブレーキの引きしろ								
	空気圧力の上がり具合								
	ブレーキバルブからの排気音								
	エアタンクの凝水								
機関	エンジンのかかり具合、異音								
	低速及び加速の状態								
タイヤ	亀裂、損傷、異常な磨耗								
	空気圧								
灯火	灯火装置、指示器の点灯、点滅								
	レンズの汚れ、損傷								
月 2 回実施する項目	タイヤの溝の深さ								
	バッテリーの液量、比重								
	冷却水の量								
	ファン・ベルトの張り具合、損傷								
	エンジン・オイルの量								
	ウインド・ウォッシャの液量、噴射状態								
機装等	ワイパの払拭状態								
	サイレン・赤色警光灯・各照明灯								
	ホースカー・はしご積載装置の作用 資機材の積載状態								
ポンプ	P T O の作用								
	揚水装置の作用、真空漏れ								
	ポンプからの異音								
水槽	水槽ドレンの漏れ								
	水量計 (視認性、コックの作用、漏れ)								
	水積載量の確認								
泡原液槽	泡原液槽ドレンの漏れ								
	液量計 (視認性、コックの作用、漏れ)								
	泡原液積載量の確認								
上記以外で異常が認められた箇所									
点検時の走行距離 (k m)									
点検者の印									
記入記号	良好 (L) 調整 (A) 修理 () 分解 (W) 取替 (x) 締付 (T) 給油 (B) 清掃 (C) 該当無 (/) 省略 () 不良継続 ()								
注意	はエアブレーキ車についての点検。 は走行距離、運行状態から判断した時期に行うことで足りる。								
備考	の詳細を記載								

様式第 3 号 (第 39 条関係)

日 常 点 検 表
(普通車・小型車用)
年 月 日 曜日

署長・分署長	課長級	補佐級	係長級	主任・係
--------	-----	-----	-----	------

点検項目		車両名	点検項目		車両名
ブレーキ	ブレーキの液量		水槽	水槽ドレンの漏れ	
	ブレーキペダル (踏みしる、踏み応え)			水量計 (視認性、コックの作用、漏れ)	
	駐車ブレーキの引きしる			水積載量の確認	
機関	エンジンのかかり具合、異音		泡原液槽	泡原液槽ドレンの漏れ	
	低速及び加速の状態			液量計 (視認性、コックの作用、漏れ)	
タイヤ	亀裂、損傷、異常な磨耗			泡原液積載量の確認	
	空気圧		月 2 回 実 施 する 項 目	タイヤの溝の深さ	
灯火	灯火装置、指示器の点灯、点滅			バッテリーの液量、比重	
	レンズの汚れ、損傷			冷却水の量	
艀装等	サイレン・赤色警光灯・各照明灯		ファン・ベルトの張り具合、損傷		
	ホースカー・はしご積載装置の作用		エンジン・オイルの量		
	資機材の積載状態		ウインド・ウォッシャの液量、噴射状態		
ポンプ	P T O の作用		ワイパの払拭状態		
	揚水装置の作用、真空漏れ		上記以外で異常が認められた箇所	点検者印	
	ポンプからの異音				
点検時の走行距離 (k m)					
記入記号	良好・・・レ 調整・・・A 修理・・・ 分解・・・W 取替・・・x 締付・・・T 給油・・・B 清掃・・・C 該当無・・・/ 省略・・・ 不良継続・・・ (下記の備考欄に記載すること。)				
注意	は走行距離、運行状態から判断した時期に行うことで足りる。				
備考					

様式第 4 号 (第 39 条関係)

日 常 点 検 表
(はしご自動車用)
年 月 日 曜日

署長・分署長	課長級	補佐級	係長級	主任・係
--------	-----	-----	-----	------

車両名	はしご 1		点検者印			
車両・艀装・ポンプ関係			はしご装置・操作装置関係			
ブレーキ	ブレーキの液量		アウトリガ装置	油圧装置	油圧ポンプ	異音、油漏れ
	ブレーキペダル (踏みしろ、踏み応え)			自動張出	連続作動	
	駐車ブレーキの引きしろ			アウトリガ	張出状態、異音、速度	
	空気圧力の上がり具合			ジャッキ	車体持上げ量、異音、速度	
	ブレーキ・バルブからの排気音			スプリングロック	フックの掛かり具合	
エア・タンクの凝水			はしご伸・バスケット展開	伸量、展開状況、異音、速度		
機関	エンジンのかかり具合、異音		傾斜矯正テーブル	傾斜矯正テーブル水平状態		
	低速及び加速の状態		アウトリガ個別操作	張出状態、異音、速度		
タイヤ	亀裂、損傷、異常な磨耗		ジャッキ個別操作	車体持上げ量、異音、速度		
	空気圧		旋回装置	旋回操作 全起・全短	作動、異音、速度	
灯火	灯火装置、指示器の点灯、点滅		起伏操作	起伏操作 全短・全伸	作動、異音、速度	
	レンズの汚れ、損傷			バスケットの平衡追従		
月 2 回 実 施 す る 項 目	タイヤの溝の深さ		伸縮操作	伸縮操作 全起	作動、異音、速度	
	バッテリーの液量、比重		安全掛金操作	全起立、40° 起立	掛けた時の爪状態、音	
	冷却水の量			収納時の爪の状態		
	ファン・ベルトの張り具合、損傷		リフタ操作	全起立、40° 起立	作動、異音、速度	
	エンジン・オイルの量		バスケット内操作	起伏、旋回、伸縮	各作動状況	
	ウインド・ウォシシャの液量、噴射状態				バスケットの平衡追従	
	ワイパの払拭状態		操作装置	レバーの動き	レバーとはしごの追従	
サイレン・赤色警光灯・各照明灯		表示装置		表示内容		
艀装等	ホースカー・はしご積載装置の作用		安全装置	作業半径自動停止	作動状況	
	資機材の積載状態			最終軟停止	作動状況	
ポンプ	P T O の作用			はしご・ジャッキインタロック	作動状況	
	揚水装置の作用、真空漏れ			緊急停止	作動状況	
	ポンプからの異音		上記以外で異常が認められた箇所			
点検時の走行距離					k m	
記入記号	良好・・・レ 調整・・・A 修理・・・ 分解・・・W 取替・・・x 締付・・・T 給油・・・B 清掃・・・C 該当無・・・/ 省略・・・ 不良継続・・・ (下記の備考欄に記載すること。)					
注意	はエア・ブレーキ車についての点検。 は走行距離、運行状態から判断した時期に行うことで足りる。					
備考						

様式第 7 号を削る。

様式第 6 号中「第 57 条関係」を「第 41 条関係」に改め、同様式を第 7 号とする。

様式第 5 号中「第 56 条関係」を「第 40 条関係」に、

「

依頼課						処理課				
署 長 分署長	副署長 (所長)	課 長	補 佐 副参事	係 長 主 査	主 任	課 長	参 事	補 佐 副参事	係 長 主 査	主 任

を

」

「

依頼課					処理課			
署 長 分署長	課長級	補佐級	係長級	主任・係	課長級	補佐級	係長級	主任・係

に改め、

」

同様式を様式第 6 号とする。

様式第 4 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 5 号 (第 39 条関係)

運行前点検表 (消防バス)			点検者 所属・氏名
年 月 日 ()			点検者 所属・氏名
点検項目	方法	結果	点検方法
タイヤの空気圧	目視		タイヤの接地部のたわみの状態により、空気圧が不足していないかを点検します。
タイヤの亀裂、損傷	目視		タイヤの前周に著しい亀裂や損傷がないか。また、釘、石、その他の異物が刺さっていたり、かみ込んでいないかを点検します。
タイヤの異常な磨耗	目視		タイヤの接地面が異状に磨耗していないかを点検します。
ホイールの取付け状態	機器 目視		ホイール・ナットの脱落、ゆるみ及びホイール・ボルトの折損はないか点検ハンマー等を使用して点検します。
エア・タンク内の凝水	動作 確認		ドレンコックを開いて (レバーを引いて)、タンクに水が溜まっていないかを点検します。
ブレーキの液量	目視		リザーバ・タンク内の液量が規定の範囲内にあるかを点検します。
駐車ブレーキの引きしろ	動作 確認		パーキングブレーキ・レバーを引いたとき、引きしろが多すぎたり、少なすぎたりしないかを点検します。
エンジンのかかり具合、異音	動作 確認		エンジンを始動し、スムーズに回転するか。また、エンジン始動時及びアイドル状態で、異音がないかを点検します。
ブレーキ・バルブからの排気音	動作 確認		ブレーキ・ペダルを踏み込んで離れた場合に、ブレーキ・バルブからの排気音が正常であるかを点検します。
空気圧力計の上がり具合	目視		エンジンをかけて、空気圧力の上がり具合が極端に遅くないか。また、圧力が圧力計の規定範囲内にあるかを点検します。
灯火装置及び指示器の点灯、点滅	目視		エンジンをかけて、前照灯、制動灯などの灯火装置の点灯具合や方向指示器の点滅具合が不良でないかを点検します。
レンズの汚れ、損傷	目視		レンズや反射器に汚れや変色、損傷などがいないかを点検します。
点検時の走行距離			k m
記入記号	良好・・・レ 調整・・・A 修理・・・ 分解・・・W 取替・・・x 締付・・・T 給油・・・B 清掃・・・C その他・・・ (下記備考欄に記載すること。)		
備考			

様式第11号 (第41条関係)

機 関 日 誌

署 長 分署長	課長級	補佐級	係長級	主任・係
------------	-----	-----	-----	------

年 月 日
曜日

担当者印								
区分 メーター指示数		車名						
		燃料残量 (/ 10)						
走行総数 (km)								
緊急出動等 (km) 件								
業務出動等 (km) 件								
燃料注入量 (L)								
オイル注入量 (L)								
ポンプ運用 (分)								
申し送り事項								
点検者印								

様式第13号及び様式第14号を削る。

様式第15号中「第59条関係」を「第43条関係」に改め、同様式を様式第13号とする。

様式第16号及び様式第17号を削る。

附 則

この訓令は、令和2年1月1日から施行する。